

令和7年4月9日

石巻市長 齋藤正美 殿

石巻市下水道事業運営審議会

会長 岡野知子



答 申 書

令和7年3月26日付け石下管第347号で諮問された「下水道使用料の改定」について、当審議会で審議を行った結果、別紙のとおり答申します。



下水道使用料の改定について

1 はじめに

石巻市下水道事業運営審議会は、令和7年3月26日に石巻市長から諮問された下水道使用料の改定について、慎重に審議した。

この中で、石巻市下水道事業の現状と課題を踏まえて、意見交換を行いながら検討を進めた結果、次のとおり答申する。

2 答申理由

本市下水道事業は、昭和56年10月に公共下水道を供用開始して以来、生活環境の改善を図るとともに公共用水域の水質保全及び市街地における浸水防除などの重要な役割を担ってきたが、経営面では、人口減少等により、下水道使用料が減少傾向で推移している。

また、供用開始から40年以上が経過し、管渠等の施設の老朽化が進み、今後、改築費用は増加が見込まれ、計画的な更新を進めていく必要がある。

経営面では、使用料の減少に加え、物価高騰による経費の増加により、今後は、経費回収率が100%を下回り続ける見込みであり、審議会では、下水道使用料の改定が必要であるとの判断に至った。審議の結論は次のとおり。

3 答申内容

(1) 下水道使用料の算定期間について

算定期間は令和8年度から令和11年度までの4年間とする。

(2) 改定率について

算定期間内の経費回収率100%以上を達成するためには、令和5年度の使用料収入に対し、約18%程度の改定が必要であるものの、改定幅を抑えた令和10年度末時点での不足を賄う14.7%の改定案が妥当であると判断する。

(3) 使用料体系について

下水道使用料は、市民や事業者の生活や活動に密着した公共料金であるため、その影響を考慮しつつも、適切な累進度を設定すべきであり、利用者間の負担の公平性の確保が必要である。

加えて、汚水処理費は、固定的経費の割合が高いため、基本使用料の改定も必要であると判断する。

審議会としての「改定案」は下のとおり。

現行及び改定案の使用料体系

区分		現行	改定案
基本使用料（0～10 m ³ まで）		1,300 円	1,475 円
従量使用料	11～50 m ³ まで	195 円	235 円
	51～200 m ³ まで	235 円	265 円
	201～500 m ³ まで	265 円	280 円
	501 m ³ 以上	285 円	290 円

※使用料単価は税抜き。

(4) 改定時期について

下水道使用料の改定には、石巻市下水道条例の改正が必要であることや下水道使用者に対する周知期間を設ける必要があるため、令和8年4月1日以降に、新使用料体系の適用を行うことが妥当と判断する。

4 付帯意見

(1) 地域の実情に応じた下水道事業の計画区域の見直しによる抜本的な運営改革に努めること。

① 生活排水処理基本構想見直しによる全体経費の抑制

(2) 経営戦略に掲げた対策や取組を実行し、経営改善に取り組むこと。

① 滞納処分の差押対象拡大等による収納率向上

② 管渠のストックマネジメント計画実施等による不明水抑制

③ 汚水処理施設の早期統合による維持管理費経費の抑制

④ 更なる経費削減に向けた策の検討・実施

(3) 水洗化率の向上に向け、効果的な取り組みを検討・実施すること。

① 下水道接続助成事業補助金活用等による水洗化率の向上

(4) 住民に対して十分な理解が得られるよう周知・広報に努めること。